

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則(95)……………2
- 池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則の一部を改正する規則(96)……………2
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(97)……………2
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(98)……………2
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(99)……………3

### 訓 令 甲

- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正(19)……………7

### 告 示

- 世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示(440)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(441)……7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(442)……7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(443)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(444)……………7
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(445)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(446)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(447)……8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(448)……………8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(449)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(450)……8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(451)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(452)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用廃止の告示(453)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(454)……………8

- 道路法に基づく特別区道路線の供用廃止の告示(455)……………9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(456)……9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(457)……………9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(458)……………9
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(459)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(460)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(461)……………9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(462)……9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(463)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(464)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(465)……10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(466)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(467)……10
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(468)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(469)……10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(470)……10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(471)……………10
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(472)……………10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(473)……11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(474)……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(475)……11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(476)……11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(477)……11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(478)……………11
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(479)……………11
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立成城四丁目南緑地の区域変更の告示(480)……………11

- 都市計画法に基づく都市計画変更及び関係図書縦覧の告示(481)……11
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更及び関係図書縦覧の告示(482)……………11
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の変更の告示(483)……12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(484)……………12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(485)……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(486)……………12
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(487)……………12
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(488)……………12
- 平成28年9月15日世田谷区告示第679号の一部を訂正する告示(489)……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(490)……12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(491)……12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(492)……13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(493)……13
- 令和7年6月25日世田谷区告示第427号の一部を訂正する告示(494)……13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(495)……13
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(496)……………13
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(497)……………13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(498)……………13
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(499)……………13
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(500)……13

### 公 告

- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令の公告(47)……13
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(48)……………14
- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告(49)……………14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(50)……………14
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(51)……………14
- 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(52)……………14
- 都市計画法に基づく開発行為に関

する工事の完了公告(53).....14

**規 則(教)**

○世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則(18).....14

○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則(19).....14

**告 示(教)**

○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(3).....14

**告 示(選)**

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院(東京都選出)議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示(23).....15

○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和7年7月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(24).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院(東京都選出)議員選挙及び参議院(比例代表選出)議員選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時告示(25).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における各投票区の投票所を定める告示(26).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を定める告示(27).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を定める告示(28).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者選任の告示(29).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示(30).....15

○公職選挙法に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票の場所及び日時の告示(31).....15

○公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票管理者及び同職務代理者選任の告示(32).....15

○令和7年7月3日告示の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(33).....15

○令和7年7月3日告示の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(34).....15

○令和7年7月3日告示の参議院議員選挙における投票管理者の一部を変更する告示(35).....15

○令和7年7月3日告示の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(36).....15

○令和7年7月3日告示の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者の一部を変更する告示(37).....16

○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(38).....16

**告 示(農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(7).....16

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和7年7月31日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第95号**  
 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 世田谷区規則第96号**  
 池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第97号**  
 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第98号**  
 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第99号**  
 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例(令和7年3月世田谷区条例第1号)のうち世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)別表第1の5の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定及び同条例別表第3の5の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定の施行期日は、令和7年10月1日とする。

池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則の一部を改正する規則

池尻2丁目体育館の世田谷区公共施設利用案内システムによる利用手続に関する規則(令和7年2月世田谷区規則第7号)の

一部を次のように改正する。

別表第1の1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く日の項中「320円」を「410円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和7年10月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和57年6月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「3,604,000円」を「3,661,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和7年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則(平成27年2月世田谷区規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「3級以上」を「2級又は3級」に、「4級以下」を「4級又は6級」に改める。

別表第2の2の項中「ひとり親等の世帯であって、保護者」を「ひとり親の世帯又は保護者」に改め、同表の3の項中「(同居の親族等(65歳未満)がいる場合を除く。)」を削り、同表の6の項中「4級以下」を「4級又は6級」に改め、同表の7の項中「4級以上である」を「1級から4級までの」に改め、同表の12の項中「認可外保育施設」を「認可外保育施設等」に、「預けることを常態とする」を「預けている」に改め、同表の13の項中「有償で預けること」を「月48時間以上有償で預けている場合」に改め、「を常態とする場合」を削り、同表の14の項中「を幼稚園に在園させることを常態とする」を「が幼稚園に在園している」に改め、同表備考第2項第1号中「ひとり親等」を「ひとり親」に改め、同号ウ及びエを削り、同表備考中第14項を削り、第13項を第14項とし、第3項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 2の項は、保護者がひとり親又は不存在であることを客観的に確認できる場合に適用する。

別表第2備考中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第20項までを1項

<p>ずつ繰り上げる。</p> <p>別表第5の5の項中「(同居の親族等(65歳未満)がいる場合を除く。)」を削る。</p> <p>第3号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第13号様式第1面を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第13号様式第4面及び第5面を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第14号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第15号様式を次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認</p>	<p>定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、令和7年10月1日以後の保育所等(世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第40号)第6条に規定する保育所等をいう。以下同じ。)の利用に係る当該利用の調整及び承諾について適用し、同日前の保育所等の利用に係る当該利用の調整及び承諾については、なお従前の例による。</p> <hr/> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>第6条中「私道整備・私道排水設備助成決定通知書」を「私道整備・私道排水設備工事助成決定通知書」に、「私道整備・私道排水設備助成棄却決定通知書」を「私道整備・私道排水設備工事助成棄却決定通知書」に改める。</p> <p>第10条中「私道整備・私道排水設備助成金確定通知書」を「私道整備・私道排水設備工事助成金確定通知書」に改める。</p> <p>第11条中「私道整備・私道排水設備助成金請求書」を「私道整備・私道排水設備工事助成金請求書」に改める。</p> <p>第11条の2中「私道整備・私道排水設備助成決定取消通知書」を「私道整備・私道排水設備工事助成決定取消通知書」に改める。</p> <p>別表第2を次のように改める。</p>
--	---	---

別表第2(第4条関係)

(単位:円)

	工 種 名	仕 様	単位	単 価	備 考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	17,700	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	15,800	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
3	U形溝工(240・蓋)	人力掘削	m	31,800	
4	U形溝工(240・蓋)	機械掘削	m	29,900	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
5	特L形・U形溝工(240)	人力掘削	m	31,500	
6	特L形・U形溝工(240)	機械掘削	m	28,900	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
7	L形溝工(250B)	人力掘削	m	24,500	
8	L形溝工(250B)	機械掘削	m	22,100	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
9	L形溝工(300B)	人力掘削	m	25,600	
10	L形溝工(300B)	機械掘削	m	23,000	バックホウ0.1m <sup>3</sup>
11	横断暗きょ工(CO-240)		m	70,600	
12	U形溝用集水ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	106,500	
13	浸透U形ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	245,500	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	140,800	
15	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	70,200	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工(横型)		箇所	76,700	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	85,500	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	92,100	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	11,900	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	10,900	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	12,000	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	10,100	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	13,300	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	11,500	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	18,800	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m <sup>2</sup>	15,700	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	人力施工	m <sup>2</sup>	13,000	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	機械施工	m <sup>2</sup>	11,500	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm

29	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	人力施工	㎡	18,200	RM-40・15cm+粗粒（再生）・5cm +密粒（再生）・5cm
30	アスファルトコンクリート（25型）舗装工	機械施工	㎡	15,300	RM-40・15cm+粗粒（再生）・5cm +密粒（再生）・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		㎡	11,000	
32	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	人力施工	㎡	8,100	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工（表層打換）	機械施工	㎡	7,100	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工（表層打換）	機械施工	㎡	6,900	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表基層打換）	人力施工	㎡	13,500	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm +開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工（表基層打換）	機械施工	㎡	11,000	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm +開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	人力施工	㎡	8,200	RM-40・平均3cm+密粒（再生）・5cm
38	アスファルトコンクリート（20型）舗装工（表層打換）	機械施工	㎡	6,800	RM-40・平均3cm+密粒（再生）・5cm
39	アスファルトコンクリート（25型）舗装工（表基層打換）	機械施工	㎡	10,500	RM-40・平均3cm+粗粒（再生）・5cm+密粒（再生）・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	35,800	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	115,800	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	11,900	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,900	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	80,300	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	84,700	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	100,900	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	43,500	
48	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm・基礎なし	箇所	73,300	ソケット取付工を含む。
49	取付管工（硬質塩化ビニル管）	内径200mm・基礎なし	箇所	86,000	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	15,000	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	18,400	
52	水替工		日	8,300	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	500	
54	交通誘導員		人	24,600	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	㎡	2,700	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

種別	形状寸法		単位	単価		備考			
				人力施工	機械施工				
排水本管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	深さは、人孔間の平均深さとする。			
				166,500	174,600				
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	176,400	185,000		139,200		
				深さ3.00m以上3.40m未満	m		193,500	202,800	154,900
					深さ3.40m以上		m	—	—
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	190,100	199,200		149,200		
				深さ3.00m以上3.40m未満	m		208,400	218,300	165,900
					深さ3.40m以上		m	—	—
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	111,700	136,300		81,200		

		深さ1.80m以上2.20m未満	m	146,600	156,000	92,500	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	181,400	190,700	140,200	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	198,400	208,100	156,000	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	216,400	226,900	172,300	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
排水本管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	38,600	—	28,100	深さは、人孔間の平均深さとする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	47,400	—	32,100	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	40,700	—	30,400	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	49,500	—	34,300	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	83,300	96,900	59,400	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	100,800	114,500	71,100	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	135,100	149,100	99,800	
		深さ2.60m以上	m	146,600	160,600	110,000	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径250mm	深さ1.00m未満	m	51,100	—	38,100	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	62,100	—	43,000	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	90,200	104,100	65,100	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	108,200	122,200	77,000	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	143,100	157,400	106,000	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	155,200	176,200	116,700	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	172,200	—	132,300	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ1.40m未満	m	73,500	—	52,700	
		深さ1.40m以上1.80m未満	m	102,700	118,200	75,200	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	121,900	137,500	87,700	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	157,900	173,900	117,200	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	171,200	193,900	128,900	
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	189,400	—	145,600	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	111,000	127,300	82,500	
		深さ1.80m以上2.20m未満	m	130,600	147,000	95,000	
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	165,300	182,000	122,900	
		深さ2.60m以上3.00m未満	m	180,000	197,600	136,000	
深さ3.00m以上3.40m未満		m	201,500	—	156,200		
深さ3.40m以上		m	—	—	—		
取付管(硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m未満	m	—	31,600	—	深さは、排水本管(人孔間)の平均土 <sup>なま</sup> 盛りとする。
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	—	33,900	—	
		深さ1.40m以上	m	—	36,700	—	
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	—	38,600	—	
		深さ1.00m以上1.40m未満	m	—	40,900	—	
		深さ1.40m以上	m	—	43,800	—	
管防護工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm用		m	—	19,300	18,400	
	内径200mm用		m	—	20,100	19,300	
	内径250mm用		m	—	21,300	21,700	
	内径300mm以上用		m	—	23,200	22,400	
人孔	円形人孔内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一 般	困 難	292,200	深さは、人孔深さとする。 鉄蓋使用は、35,200円を加算する。
				330,200	—		
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	355,100	—	313,900	
		深さ1.20m以上	箇所	410,300	413,100	356,000	
	矩形人孔内径90cm×60cm	深さ1.00m未満	箇所	604,800	—	533,800	
		深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	703,100	708,200	621,100	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	758,400	763,600	666,400	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	819,200	824,400	715,900	

# 世田谷区公報

		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	918,500	924,200	799,400		
		深さ2.00m以上	箇所	1,076,900	1,085,500	949,900		
円形人孔内径90cm		深さ1.20m未満	箇所	617,000	—	525,000		
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	701,100	705,700	589,100		
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	760,100	764,600	635,100		
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	894,200	900,500	749,200		
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,001,700	1,011,400	840,500		
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,128,500	1,150,700	962,500		
		深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,276,100	1,298,300	1,105,500		
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—		
		組立矩形人孔内法90cm×60cm		深さ1.20m未満	箇所	668,600	673,700	620,900
深さ1.20m以上1.40m未満	箇所			712,800	717,900	658,100		
深さ1.40m以上1.60m未満	箇所			768,000	773,100	706,400		
深さ1.60m以上2.00m未満	箇所			852,700	858,400	781,300		
深さ2.00m以上2.40m未満	箇所			977,000	985,500	901,100		
深さ2.40m以上2.80m未満	箇所			1,094,900	1,113,200	1,012,000		
深さ2.80m以上	箇所			1,183,500	1,201,700	1,104,300		
組立矩形人孔内法120cm×60cm		深さ1.20m未満	箇所	796,900	802,000	740,800		
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	836,000	841,100	772,100		
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	903,000	908,100	831,200		
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	1,003,700	1,009,400	921,000		
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	1,149,500	1,158,000	1,055,300		
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,290,000	1,308,200	1,194,000		
		深さ2.80m以上	箇所	1,394,000	1,412,300	1,296,000		
組立円形人孔内径90cm		深さ1.20m未満	箇所	580,300	584,900	528,200		
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	639,900	644,500	576,500		
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	706,400	712,600	635,800		
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	757,600	763,900	675,700		
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	836,800	846,500	747,000		
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	926,200	948,400	833,800		
		深さ2.80m以上	箇所	—	—	—		
副管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		110,700	113,100		
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		131,800	134,800		
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		170,900	174,900		
		高さ2.00m以上	箇所		192,100	196,700		
副管（硬質塩化ビニル管）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		258,000	231,600		
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		274,900	284,900		
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		319,900	325,100		
		高さ2.00m以上	箇所		343,300	349,200		
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸形ます	—	深さは、ます深さとする。 内径50cm鉄蓋使用は13,500円を、内径70cm鉄蓋使用は53,200円を加算する。	
				110,300	128,900			
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	113,900	—	—		
		深さ1.00m以上	箇所	140,300	—	—		
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	129,100	—		
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	155,400	—		
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	128,500	—		
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	154,800	—		
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		387,100	—			
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—		
				102,300	168,500			
	内径50cm		箇所	113,200	179,400	—		
内径35cm	格子蓋（角型）	箇所		105,400	—			

	内径50cm	格子蓋(標準型)	箇所	127,900	—
L形側溝	250B		m	19,300	18,200
	300B		m	19,900	18,800
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm		m	8,100	7,300
	300B用コンクリート厚さ10cm		m	8,700	7,900
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工(厚さ3cm)		m <sup>2</sup>	3,700	—
試験掘工	A型(2.00m×1.00m×1.50m)		箇所	140,600	—
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)		箇所	41,700	—
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)		箇所	20,800	—
	A型(2.00m×1.00m×1.50m)アスファルト仮復旧		箇所	148,300	—
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)アスファルト仮復旧		箇所	45,600	—
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)アスファルト仮復旧		箇所	23,500	—
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額				
障害物切回し	東京都下水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額				

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第2号様式から第9号の2様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第2及び別表第4の規定は、令和7年8月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第3号様式、第6号様式、第7号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第19号

庁 中 一 般  
 総 合 支 所  
 児 童 相 談 所  
 保 健 所  
 出 張 所  
 事 業 所

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

令和7年7月31日

世田谷区長 保坂展人

別表まちづくりセンターの部中「又は松沢まちづくりセンター」を、「松沢まちづくりセンター又は祖師谷まちづくりセンター」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第440号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田

谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 委託を受けた者
  - 名称 株式会社エイト世田谷支店
  - 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号
- 委託した歳入等  
使用料
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年7月1日
- 委託施設  
世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場
- 委託期間  
令和7年7月1日から同年9月22日まで

◎世田谷区告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区下馬二丁目259番72の内から259番100の内まで
- 変更の区域  
延長 7.27メートル  
幅員 0.07メートルから0.08メートルまで  
面積 0.61平方メートル

4 供用開始の期日

令和7年7月1日

◎世田谷区告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区松原一丁目99番12の内
- 変更の区域  
延長 9.49メートル  
幅員 0.69メートルから0.71メートルまで  
面積 6.68平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年7月1日

◎世田谷区告示第443号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第444号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

# 世田谷区公報

## 別紙省略

### ◎世田谷区告示第445号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

## 別紙省略

### ◎世田谷区告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目682番44の内
- 3 変更の区域  
延長 8.63メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.19メートルまで  
面積 1.45平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢五丁目270番1地先無番
- 3 変更の区域  
延長 33.09メートル  
幅員 2.36メートルから  
2.72メートルまで  
面積 78.19平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第448号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号

(1) 11-Z044

(2) 11-Z068

#### 2 区間

(1) 世田谷区代沢五丁目272番1地先無番から270番1地先無番まで

(2) 世田谷区代沢五丁目1219番1地先無番から1218番7地先無番まで

#### 3 廃止の期日

令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第449号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

#### 1 番号

(1) 11-Z069

(2) 11-Z070

(3) 11-Z071

#### 2 区間

(1) 世田谷区代沢五丁目272番1地先無番から270番2地先無番まで

(2) 世田谷区代沢五丁目1218番7地先無番

(3) 世田谷区代沢五丁目1219番1地先無番

#### 3 用途

区管理水路

### ◎世田谷区告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

#### 1 認定番号

28-1

#### 2 変更の区間

世田谷区北沢二丁目1054番56の内

#### 3 変更の区域

延長 13.27メートル

幅員 0.10メートルから

0.17メートルまで

面積 1.83平方メートル

#### 4 供用開始の期日

令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

#### 1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

#### 2 変更の区間

(1) 世田谷区桜丘二丁目2929番12から2929番8まで

(2) 世田谷区桜丘二丁目2929番11から2929番9まで

#### 3 変更の区域

(1) 延長 29.67メートル

幅員 0.75メートルから

0.76メートルまで

面積 22.56平方メートル

(2) 延長 57.62メートル

幅員 0.76メートルから

1.02メートルまで

面積 50.44平方メートル

#### 4 供用開始の期日

令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

#### 1 認定番号

28-1

#### 2 供用開始の区間

世田谷区上北沢二丁目1094番3から1051番3の内まで

#### 3 供用開始の区域

延長 87.56メートル

幅員 0.00メートルから

9.64メートルまで

面積 539.32平方メートル

#### 4 供用開始の期日

令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月2日

世田谷区長 保坂展人

#### 1 認定番号

28-1

#### 2 供用廃止の区間

世田谷区上北沢二丁目1092番3地先無番から1060番2の内まで

#### 3 供用廃止の区域

延長 66.26メートル

幅員 0.00メートルから

8.19メートルまで

面積 577.07平方メートル

#### 4 供用廃止の期日

令和7年7月2日

### ◎世田谷区告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 26-5
  - (2) 26-6
  - (3) 26-7
  - (4) 26-8
- 2 供用開始の区間
  - (1) 世田谷区上北沢三丁目1096番23から1097番22地先無番まで
  - (2) 世田谷区上北沢三丁目1100番40から1100番32まで
  - (3) 世田谷区上北沢三丁目1102番28から1102番26まで
  - (4) 世田谷区上北沢三丁目1104番63から1103番19まで
- 3 供用開始の区域
  - (1) 延長 41.50メートル  
幅員 4.01メートルから6.68メートルまで  
面積 205.98平方メートル
  - (2) 延長 27.68メートル  
幅員 4.29メートルから5.72メートルまで  
面積 139.57平方メートル
  - (3) 延長 30.50メートル  
幅員 4.03メートルから7.00メートルまで  
面積 179.65平方メートル
  - (4) 延長 51.19メートル  
幅員 4.00メートルから4.10メートルまで  
面積 212.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月4日

◎世田谷区告示第455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 28-1
  - (2) 28-1
- 2 供用廃止の区間
  - (1) 世田谷区上北沢三丁目1097番13の内から1097番4まで
  - (2) 世田谷区上北沢三丁目1104番21の内から上北沢四丁目1100番3の内まで
- 3 供用廃止の区域
  - (1) 延長 47.22メートル  
幅員 3.64メートルから4.03メートルまで  
面積 177.85平方メートル

- (2) 延長 116.75メートル  
幅員 3.63メートルから3.64メートルまで  
面積 471.38平方メートル
- 4 供用廃止の期日  
令和7年7月4日

◎世田谷区告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区域  
世田谷区八幡山一丁目82番28
- 3 変更の区域
  - 延長 10.51メートル
  - 幅員 1.18メートル
  - 面積 12.52平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月4日

◎世田谷区告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 供用開始の区間  
世田谷区八幡山一丁目91番8の内
- 3 供用開始の区域
  - 延長 0.06メートル
  - 幅員 1.16メートル
  - 面積 0.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月4日

◎世田谷区告示第458号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第459号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第460号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z326
- 2 区間  
世田谷区大蔵六丁目67番1地先無番から66番1地先無番まで
- 3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第461号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D170-06
- 2 変更の区間  
世田谷区代田四丁目813番1
- 3 変更の区域
  - 延長 8.34メートル
  - 幅員 0.64メートルから0.69メートルまで
  - 面積 5.57平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月7日

◎世田谷区告示第462号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D298-12
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1674番87の内
- 3 変更の区域
  - 延長 4.75メートル
  - 幅員 0.69メートルから0.70メートルまで
  - 面積 3.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月7日

# 世田谷区公報

## ◎世田谷区告示第463号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D298-13
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1674番87の内
- 3 変更の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.69メートル  
面積 0.03平方メートル

## ◎世田谷区告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂二丁目228番10の内
- 3 変更の区域  
延長 10.74メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.21メートルまで  
面積 2.03平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月7日

## ◎世田谷区告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-3
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂五丁目803番5の内
- 3 変更の区域  
延長 11.77メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.19メートルまで  
面積 2.20平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月7日

## ◎世田谷区告示第466号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D248-15
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻二丁目133番10の内
- 3 変更の区域  
延長 5.35メートル  
幅員 0.42メートルから  
0.71メートルまで  
面積 2.78平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月8日

## ◎世田谷区告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目366番58の内
- 3 変更の区域  
延長 10.39メートル  
幅員 0.49メートル  
面積 5.44平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月8日

## ◎世田谷区告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区南烏山一丁目178番9
- 3 供用開始の区域  
延長 75.75メートル  
幅員 0.64メートル  
面積 48.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月8日

## ◎世田谷区告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月9日

世田谷区長 保坂展一人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目652番48の内
- 3 変更の区域  
面積 1.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月9日

## ◎世田谷区告示第470号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D041-04
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目652番48の内
- 3 変更の区域  
延長 18.66メートル  
幅員 0.23メートルから  
0.25メートルまで  
面積 4.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月9日

## ◎世田谷区告示第471号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z297
- 2 区間  
世田谷区岡本一丁目1287番地先無番から1287番地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年7月9日

## ◎世田谷区告示第472号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年7月9日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道

- 2 指定区間  
世田谷区宇奈根二丁目15番先から  
宇奈根二丁目26番先まで
- 3 指定年月日  
令和7年7月9日

◎世田谷区告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目238番22の内
- 3 変更の区域  
面積 1.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月11日

◎世田谷区告示第474号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D375-03
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目238番22の内
- 3 変更の区域  
延長 7.96メートル  
幅員 0.43メートルから  
0.51メートルまで  
面積 3.77平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月11日

◎世田谷区告示第475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
41-17
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山一丁目966番57
- 3 変更の区域  
延長 9.81メートル  
幅員 0.75メートル  
面積 7.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月11日

◎世田谷区告示第476号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷六丁目785番97から785番51の内まで
- 3 変更の区域  
延長 4.07メートル  
幅員 0.46メートルから  
0.63メートルまで  
面積 2.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月11日

◎世田谷区告示第477号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D290-11
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目1991番4の内
- 3 変更の区域  
延長 12.01メートル  
幅員 0.67メートルから  
0.73メートルまで  
面積 8.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月14日

◎世田谷区告示第478号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D290-12
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目1991番4の内
- 3 変更の区域  
延長 0.10メートル  
幅員 0.67メートル  
面積 0.06平方メートル

◎世田谷区告示第479号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和7年7月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2947号
- 2 指定変更年月日  
令和7年7月15日
- 3 指定変更の位置  
世田谷区池尻三丁目220番4の一部、  
220番10の一部
- 4 道路の幅員  
4.00メートル
- 5 道路の延長  
変更前 12.39メー  
トル  
変更後 0メー  
トル
- 6 申請者氏名  
香村 正雄  
西谷 幸子

◎世田谷区告示第480号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和7年7月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立成城  
四丁目南緑地
- 2 位置  
東京都世田谷区  
成城四丁目19番  
13号
- 3 区域  
別紙案内図のと  
おり
- 4 変更の期日  
令和7年7月15  
日

別紙省略

◎世田谷区告示第481号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都都市計画地区計画上用賀四丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区上用賀四丁目及び上用賀六丁目各地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第482号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第15条第1項の規定により、地区街づくり計画を変更したので、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の変更の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称  
上賀四丁目地区地区街づくり計画

2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域  
世田谷区上賀四丁目及び上賀六丁目各地下

3 縦覧場所  
世田谷区玉川総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第483号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により指定した街づくり誘導地区の指定の変更をしたので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

世田谷区長 保坂展人

- 街づくり誘導地区の名称  
上賀四丁目地区街づくり誘導地区
- 街づくり誘導地区の指定の変更をする土地の位置及び区域  
世田谷区上賀四丁目及び上賀六丁目各地下
- 街づくり誘導地区の指定の変更をする区域に係る地区街づくり計画の名称  
上賀四丁目地区地区街づくり計画
- 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類  
世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号、第2号、第3号(A、E地区に係るものに限る。)及び第4号に掲げる建築行為等
- 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期  
令和7年8月17日

◎世田谷区告示第484号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
(1) 21-D170-05  
(2) 21-D170-05
- 変更の区間  
(1) 世田谷区代田四丁目815番13の内  
(2) 世田谷区代田四丁目815番13の内
- 変更の区域  
(1) 延長 0.01メートル  
幅員 0.67メートル  
面積 0.01平方メートル  
(2) 延長 0.02メートル

幅員 0.64メートル  
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第485号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
21-D170-04
- 変更の区間  
世田谷区代田四丁目815番13の内
- 変更の区域  
延長 10.07メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.67メートルまで  
面積 6.66平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年7月22日

◎世田谷区告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和7年7月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月23日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
36-5
- 変更の区間  
世田谷区若林五丁目352番5の内から352番7地先無番まで
- 変更の区域  
延長 20.49メートル  
幅員 1.61メートルから  
1.82メートルまで  
面積 35.39平方メートル

◎世田谷区告示第487号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年7月23日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
世田谷デイハウスイデア北烏山
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区北烏山五丁目5番9号
- 事業者の名称  
株式会社NMCライフ
- 廃止届受理年月日  
令和7年7月3日
- サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第488号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和7年7月23日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
世田谷デイハウスイデア北烏山
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区北烏山五丁目5番9号
- 事業者の名称  
株式会社C-T H R E E
- 指定年月日  
令和7年8月1日
- サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第489号

平成28年9月15日世田谷区告示第679号の一部を次のように訂正する。

令和7年7月25日

世田谷区長 保坂展人

告示中「21-G287」を「21-G297」に訂正する。

◎世田谷区告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
40-1
- 変更の区域  
世田谷区桜一丁目665番76から665番74番の内まで
- 変更の区域  
面積 0.87平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年7月28日

◎世田谷区告示第491号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号  
23-D395-02
- 変更の区間  
世田谷区桜一丁目665番74の内
- 変更の区域  
延長 10.86メートル  
幅員 0.23メートルから  
0.26メートルまで  
面積 2.71平方メートル
- 供用開始の期日

令和7年7月28日

◎世田谷区告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林一丁目12番60の内
- 3 変更の区域  
延長 6.32メートル  
幅員 0.53メートルから  
0.58メートルまで  
面積 3.55平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月28日

◎世田谷区告示第493号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D041-05
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目635番39の内から635番227の内まで
- 3 変更の区域  
延長 20.02メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.29メートルまで  
面積 5.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月30日

◎世田谷区告示第494号

令和7年6月25日世田谷区告示第427号の一部を次のように訂正する。

令和7年7月30日

世田谷区長 保坂展人

告示中「面積 9.30平方メートル」を「面積 9.31平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1

2 変更の区間

世田谷区羽根木二丁目1768番20の内から1768番12の内まで

3 変更の区域

延長 13.82メートル  
幅員 0.37メートルから  
0.58メートルまで  
面積 6.60平方メートル

4 供用開始の期日

令和7年7月30日

◎世田谷区告示第496号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和7年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
あいがあるデイサービスセンター都立大学
- 2 事業所の所在地  
東京都目黒区平町2-22-8
- 3 事業者の名称  
りんご株式会社
- 4 指定年月日  
令和7年7月9日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第497号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
シニアサロンスマイル
- 2 事業所の所在地  
神奈川県横浜市都筑区荏田南二丁目15番25号
- 3 事業者の名称  
株式会社スマイル
- 4 廃止届受理年月日  
令和7年7月15日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第498号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年7月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-G142
- 2 廃止する起終点  
世田谷区桜上水三丁目356番7地先無番から354番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年7月31日

◎世田谷区告示第499号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年7月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
41-G046
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区北鳥山六丁目1692番2地先無番から1692番2地先無番まで  
(新)世田谷区北鳥山六丁目1692番2地先無番から1692番2地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和7年7月31日

◎世田谷区告示第500号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年7月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原一丁目39番1の内
- 3 変更の区域  
延長 10.00メートル  
幅員 0.47メートルから  
0.62メートルまで  
面積 5.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和7年7月31日

公 告

◎世田谷区公告第47号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等の所有者等に法第22条第3項の規定に基づき、必要な措置を講じることを令和7年7月1日7世建安第140号により命じたので、同条第13項の規定により次のとおり公示する。

令和7年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 対象となる特定空家等  
所在地 世田谷区下馬五丁目26番10号  
用途 住宅
- 2 命じた措置の内容  
(1) 対象となる特定空家等の木造の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化が進んでいるため、当該建築物等(当該建築物に附属する工作物を含む。)を除却すること。  
(2) 除却の際、建築物内の動産等は、

世田谷区公報

自己の責任において処分等を行い、敷地内に残置しないこと。あわせて、発生した廃棄物は、関係法令に則り適正に処理すること。

- 3 命じた措置を完了させるべき期限 令和7年9月2日
4 措置を命じた理由 対象となる特定空家等が法第2条第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態(上記(1))にあると認められ、正当な理由がなくて法第22条第2項による勧告に係る措置をとらないことで、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため。
5 命令に関する責任者 世田谷区防災街づくり担当部建築安全課長 池田 あゆみ
6 問い合わせ先 世田谷区防災街づくり担当部建築安全課 空家・老朽建築物対策担当

◎世田谷区公告第48号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和7年7月3日
世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address details for 東京都世田谷区桜新町一丁目.

◎世田谷区公告第49号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。
令和7年7月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画が定められた年月日 令和7年4月1日
2 調査を実施する者の名称 世田谷区
3 調査地域 世田谷区喜多見五丁目の一部、世田谷区若林二丁目の一部、世田谷区松原四丁目の一部、世田谷区大蔵二丁目の一部
4 調査面積 0.21平方キロメートル
5 調査内容 地籍調査
6 調査期間 令和7年7月10日から令和8年3月6日まで

◎世田谷区公告第50号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和7年7月11日
世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address details for 東京都世田谷区上北沢一丁目.

◎世田谷区公告第51号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和7年7月14日
世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address details for 東京都世田谷区祖師谷六丁目.

◎世田谷区公告第52号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和7年7月25日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第53号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和7年7月30日
世田谷区長 保坂展人

Table with 2 columns: 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 2 許可を受けた者の住所及び氏名. Includes address details for 東京都世田谷区.

Table with 2 columns: 喜多見六丁目, 南雪谷二丁目17番8号. Includes address details for 2778番1の一部, 2778番9, etc.

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。
令和7年7月25日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第18号

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第19号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則(昭和63年9月世田谷区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第8号中「及び第18条の2第1項」を「、第18条の2第1項及び第18条の3第1項」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第2条第1項第8号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則
世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則(平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「最年長者でなく」を「最年長者(同一年齢の者が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。)でなく」に改め、同条第2項中「第6条の3」を「第6条」に改める。
附則
この規則は、令和7年9月1日から施行する。

告示(教)

◎世田谷区教育委員会告示第3号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日 世田谷区教育委員会		本則の表学校事務アシスタントの項及び 学校事務嘱託員の項を次のように改める。		
学校事務アシスタント	月額	72,995円から116,792円までの額	14,599円から23,358円までの額	87,594円から140,150円までの額
	時給	1,216円	243円	1,459円
学校事務嘱託員	月額	94,623円から151,397円までの額	18,924円から30,279円までの額	113,547円から181,676円までの額

  

<p>附 則</p> <p>この規程による改正後の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の表中学校事務アシスタントの項及び学校事務嘱託員の項の規定は、令和6年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示（選）</b></p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙令和7年7月20日執行参議院（東京都選出）議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表のとおり設置する。 令和7年7月1日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和7年7月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。 令和7年7月2日 世田谷区選挙管理委員会</p> <table border="0"> <tr> <td>50分の1の数</td> <td>15,609</td> </tr> <tr> <td>6分の1の数</td> <td>130,068</td> </tr> </table> <p>40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 196,735</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院（東京都選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>場所 世田谷区選挙管理委員会室 世田谷区世田谷四丁目2番33号 世田谷区役所西棟2階</li> <li>日時 令和7年7月17日 午後5時</li> </ol>	50分の1の数	15,609	6分の1の数	130,068	<p style="text-align: center;">30分開始</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における、各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、別紙一覧の期日前投票所を、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第30号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第31号</p>	<p>公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開票場所 世田谷区立総合運動場体育館 世田谷区大蔵四丁目6番1号</li> <li>開票日時 令和7年7月20日 午後9時</li> </ol> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第32号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。 令和7年7月3日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第33号 令和7年7月3日世田谷区選挙管理委員会告示第30号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年7月12日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第34号 令和7年7月3日世田谷区選挙管理委員会告示第30号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年7月13日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第35号 令和7年7月3日世田谷区選挙管理委員会告示第29号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年7月17日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略</p> <p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第36号 令和7年7月3日世田谷区選挙管理委員会告示第30号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。</p>
50分の1の数	15,609					
6分の1の数	130,068					

令和7年7月17日  
世田谷区選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第37号

令和7年7月3日世田谷区選挙管理委員会告示第30号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和7年7月18日  
世田谷区選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和7年7月20日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第24回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和7年7月23日  
世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和7年7月31日(木)  
午後3時
- 2 開催場所 三茶しゃれなあどホール  
5階 オリオン
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について